

ゆうちょ銀行・郵便局を
利用される納税義務者に
(お 願 い)

所在地が東海四県(静岡・愛知・三重・岐阜)以外の納税義務者で、納入金の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の「指定通知書」に利用される最寄りのゆうちょ銀行・郵便局名及び年月日を記入して第1回の納入書とともにゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

なお、ゆうちょ銀行・郵便局以外に本冊子表紙裏面に記載された金融機関でも取扱いますので御利用ください。

この場合、本市より指定していますので右の指定書は必要ありません。

取扱ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書提出先(控)

ゆうちょ銀行 店
郵便局

令和 年 月 日受付

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行

店各店長殿
郵便局長殿

御前崎市長



指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により貴店を、当市の市・県民税(特別徴収税額)の払込みの取扱店に指定しましたので通知します。

記

1. 認可番号 貯業-第126号 (東海郵政局 昭和58年2月2日)
1. 口座番号 00840-6-960413
1. 加入者の名称 御前崎市会計管理者
1. 取りまとめ店 ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター